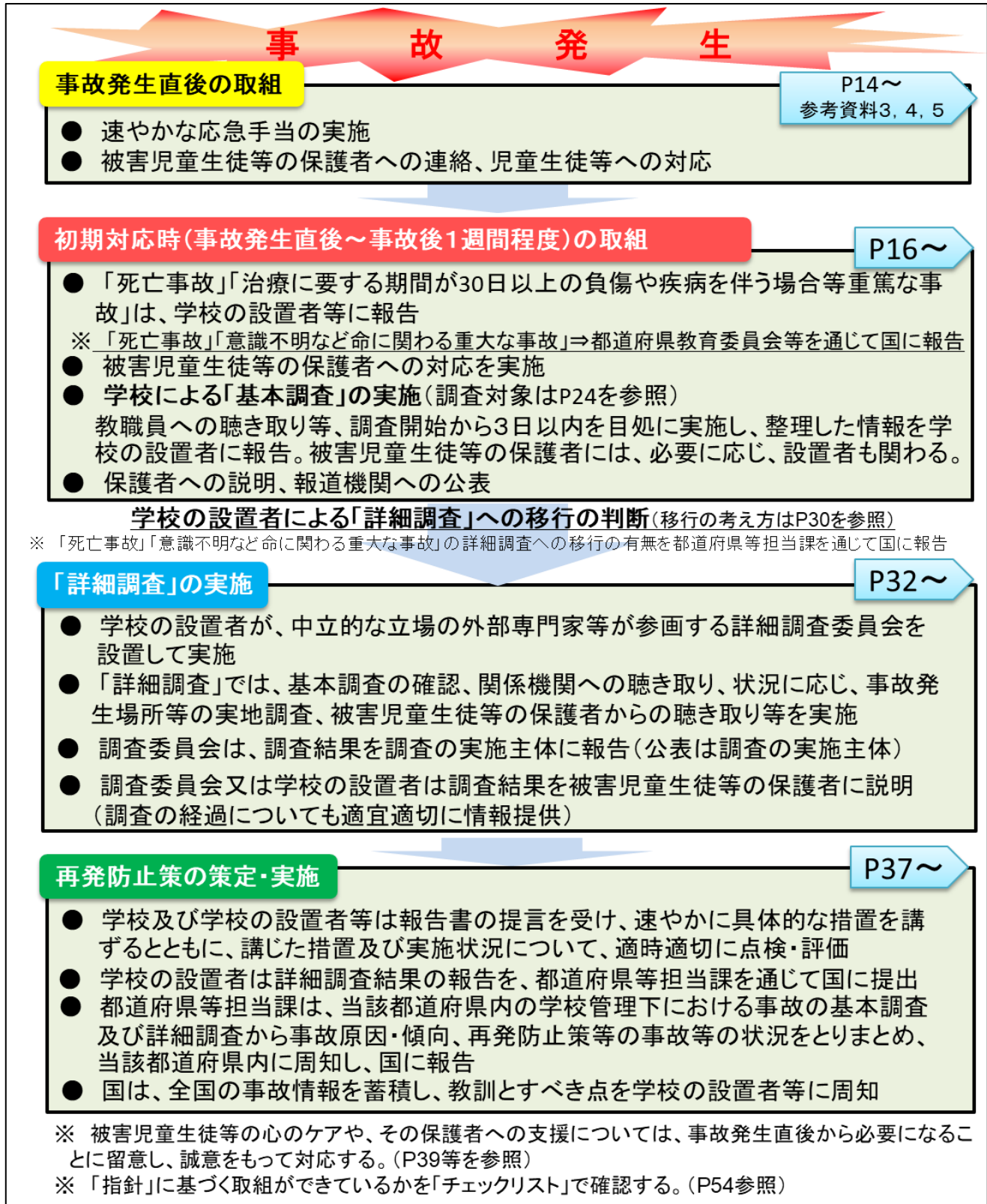


参考資料

【参考資料1】「学校事故対応に関する指針」に基づく事故発生後の対応の流れ（概要）

（p14～参照）

※ 事故発生後の対応の流れの概要を示したものです。各対応の詳細は、記載ページを確認し、取組の参考としてください。



【参考資料2】安全点検の実施（p9 参照）

（1）安全点検の種類と対象

安全点検の種類	時間・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・整備及び防火、防災、犯罪に関する設備などについて	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常時に使用する設備及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用されると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣の火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全確保を図らなければならない（規則29条）

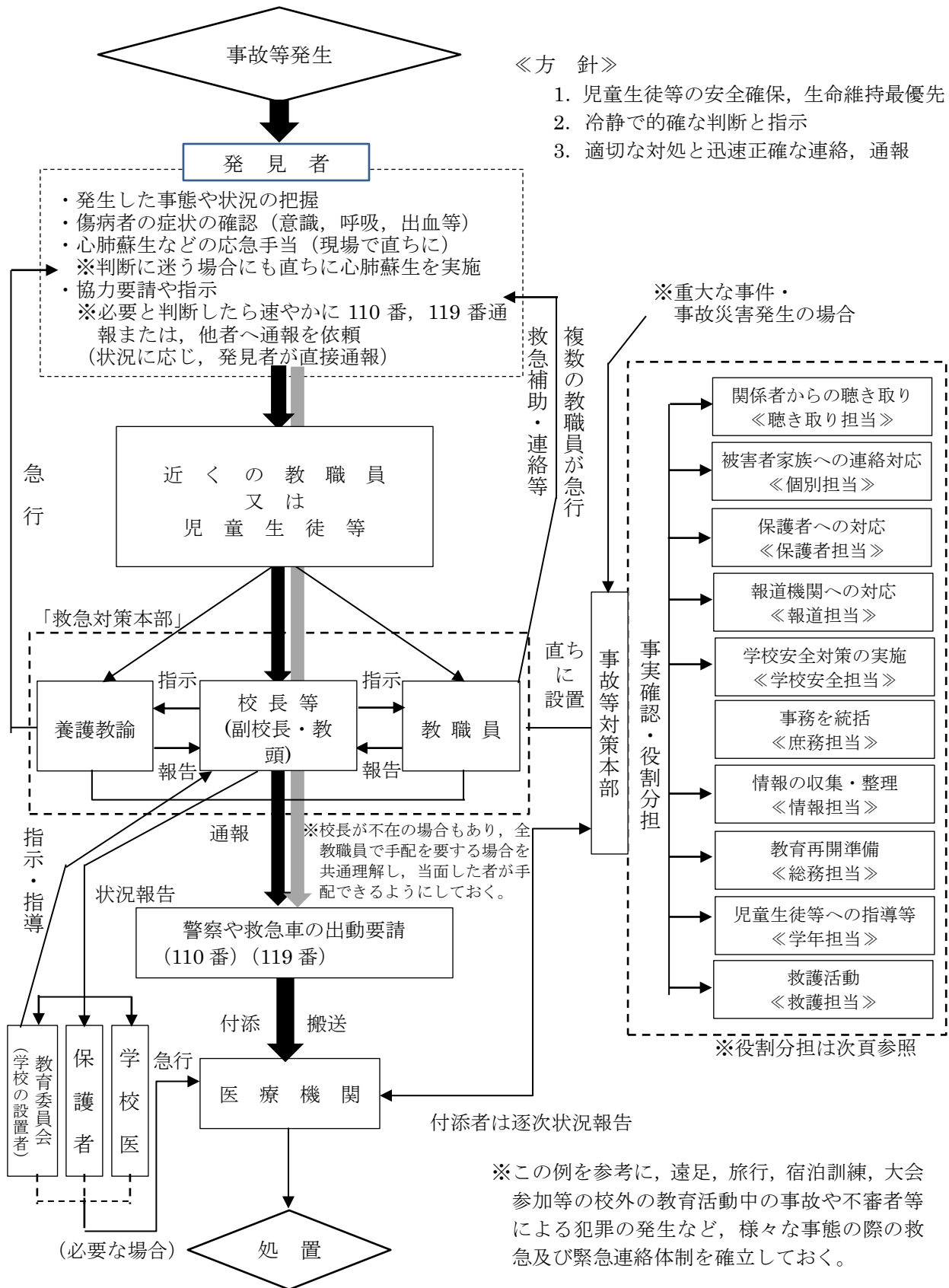
（2）安全点検のポイント

- 定期の安全点検では、対象が多岐にわたるので、点検の質を確保するために、教職員全員により、組織的かつ計画的に行わなければならない。
- 日常の安全点検は、児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要がある。
- 臨時の安全点検は、計画的に実施するものではないが、改修により施設及び設備の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要がある。
- 安全点検の実施計画では、対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領を作成し、全教職員の共通理解を図って実施する必要がある。
- 個々の点検は、目視・打音・振動・負荷・作動等により行われるが、対象や項目に応じて、複数の方法を組み合わせることとなる。
- 学校内の施設等の点検作業は、安全管理の一環として行うものである。この点検作業の実施方法については、個々の学校・教育委員会の実情に応じて適切に判断することとなるが、教師の負担軽減の観点から、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめ、その他の改善措置等については、（現在も教師以外の学校職員も行っているが）専門的な知識や経験を有する地域ボランティアの参画や民間委託等も検討し、教師に行わせないように努めるべきである。
- 特に、対象や項目によっては、構造上の複雑さや表面の塗装等により、学校の教職員では金属疲労・腐食・亀裂等の状態を正確に把握できない場合もある。判断が難しく、点検の信頼性が疑われる場合には、定期の安全点検だけでなく臨時に専門家による点検を行う必要がある。

『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂）より引用

【参考資料3】緊急時対応に関する事前の体制整備（p11 参照）

《事故等の対処，救急及び緊急連絡体制の一例》



『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（平成31年3月改訂）を参考にして作成

《校内役割分担（事件・事故対策本部）の例》

役割	主な内容	担当者		
		順位 1	順位 2	順位 3
本部 (指揮命令者)	全体の状況把握と必要な指示, 掌握			
聴き取り担当	教職員, 児童生徒等への聴き取り			
個別担当	被害児童生徒等の保護者など個別の窓口			
保護者担当	保護者会の開催やPTA 役員との連携			
報道担当	報道への窓口			
学校安全担当	校長や副校長・教頭の補佐, 学校安全対策, 警察との連携など			
庶務担当	事務を統括			
情報担当	情報を集約			
総務担当	学校再開を統括			
学年担当	各学年を統括			
救護担当	負傷者の実態把握, 応急手当, 心のケア			

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を参考にして作成

- ※ 出張等で, 管理職や担当教職員が不在の場合にも体制が機能するよう, 学校の実情に応じて, 事故発生時の指揮命令者について, 順位付けを明確にするとともに, 事故発生時の役割ごとにも担当教職員を複数配置し, 分担順位を決めておく。
- ※ 被害児童生徒等の保護者に対し「災害共済給付制度」について, 適切な時期に必要な説明を行うことにも留意する(制度に加入していない場合を除く。)(P. 42 参照)

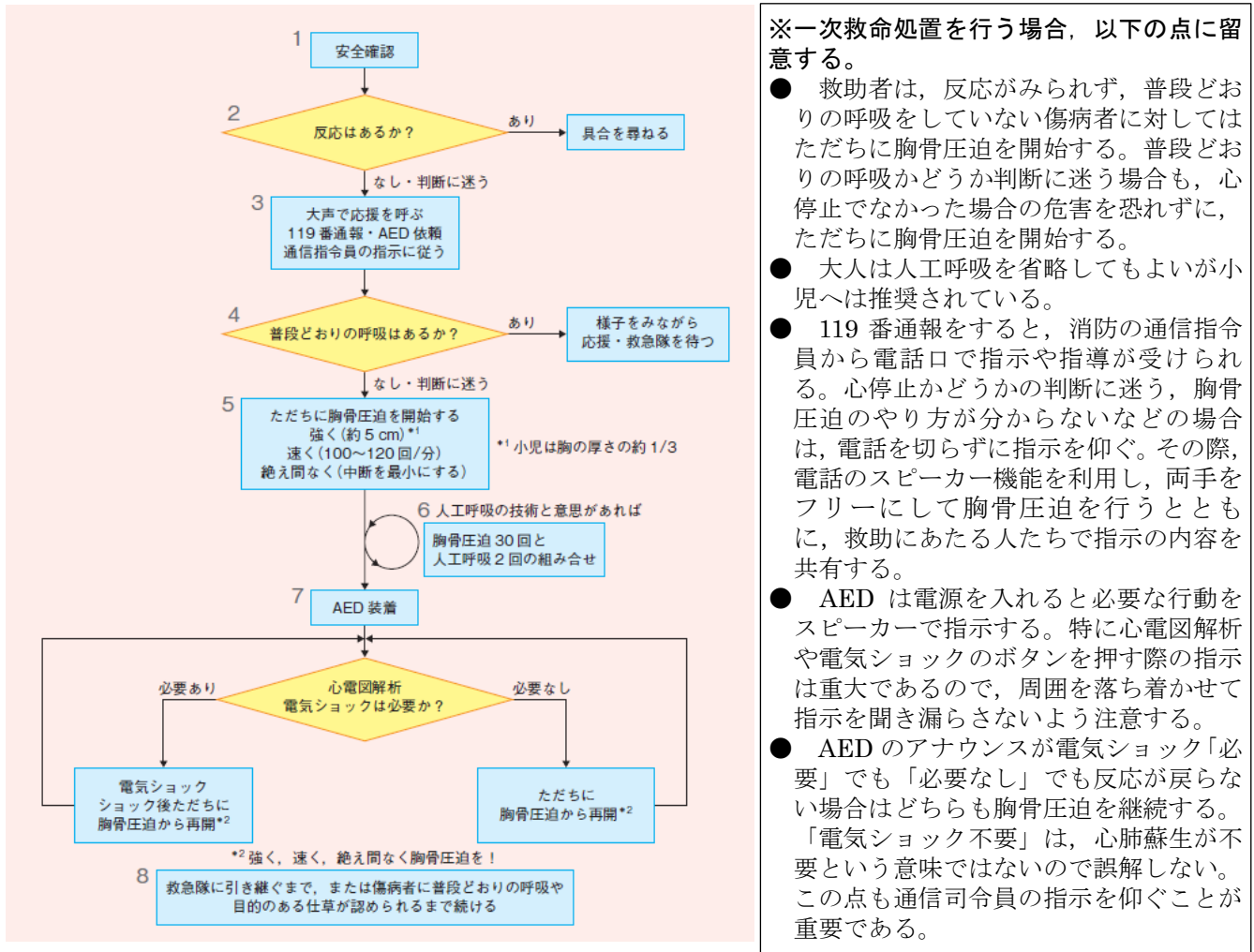
【参考資料 4】 呼びかけても反応がないなど心停止が疑われる場合での応急手当

(p 14 参照)

一次救命処置 (BLS) の手順が、以下のような、日本蘇生協議会 (JRC) の JRC 蘇生ガイドライン 2020 より公表されています。呼びかけても反応がないなど心停止が疑われる場合には、躊躇せず、一次救命処置を行う必要があります。

市民用 BLS アルゴリズム

(日本蘇生協議会 (JRC) の JRC 蘇生ガイドライン 2020 より)



《死戦期呼吸 (あえぎ呼吸) とけいれんについて》

- 突然、心停止となった場合、『死戦期呼吸』と呼ばれるゆっくりとあえぐような呼吸や『けいれん』が認められることがあります。突然、目の前で卒倒し、いつもと様子が違う呼吸やけいれんを認めた場合、『心停止の可能性』を疑い、行動を始めることが重要です。
- 心停止ではない人に、胸骨圧迫を行ったり AED を使用したりしても、大きな問題は起こりません。
- ※ 『死戦期呼吸』や『けいれん』の判断ができない場合や、自信が持てない場合は、胸骨圧迫と AED の使用を開始します。

(ASUKA モデル：平成 24 年さいたま市教育委員会編)

【参考資料5】事故発生直後の役割分担（p14 参照）

《傷病者発生時に必要となる役割分担の例》

AED の手配等	心肺蘇生を含む応急手当	救急車の要請	保護者への連絡	児童生徒等の誘導	救急車の誘導	記録

※ 現場の指揮命令者は、応援のために事件・事故発生場所に到着した教職員に、上記の役割分担を指示し、対応にあたる。

「119 番」で救急車を要請するときのポイントは？

政府広報オンラインもしものときの救急車の利用法どんな場合に、どう呼べばいいの？

（内閣府大臣官房政府広報室）より抜粋

一刻を争う状況では、必要な情報を簡潔に伝えることが大切です。

「119」番に電話をしたら、「救急」であることを伝え、住所、症状などを伝えましょう。

電話に出た職員に「救急車が必要」とはっきりと伝えてください。その次に、救急車が来てほしい場所（住所）を伝えてください。救急車は、住所が分かった時点で出動します。あとは落ち着いて、救急車が必要な人の症状や、年齢、性別などを伝えてください。

また、通報内容から通信指令員が救急車の到着前に応急手当の必要があると判断したときは、適切な応急手当の方法を指導します。それに従って可能な限り実施してください。

119 番に電話をしたら

- (1) 「救急」であることを伝えます
- (2) 救急車に来てほしい住所を伝えます
- (3) 具合の悪いかたの症状を伝えます

誰が、どのように、どうなったかを簡潔に伝えてください。分かる範囲で意識や呼吸の有無なども伝えてください。必要に応じて、応急手当を指導します。

- (4) 具合の悪いかたの年齢を伝えます

年齢が分からなければ、おおよその年齢でも構いません。

- (5) 通報したかたの名前と連絡先を伝えます

そのほか、急病やけがの状況や、持病の有無、ふだん服用している薬、かかりつけ病院なども尋ねられることがあります。分かる範囲でお答えください。

【参考資料6】遺族等への関わり（p39 参照）

何よりも大切なことは、子どもを亡くした遺族に対して心からの弔意を示すこと。そして、遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進めてください。

遺族へのかかわり

- 遺族へのコンタクトを急いでください。校長は校長として、担任は担任としての対応が必要ですが、連絡窓口となる教職員（個別担当）を別に置くことが望ましいです。
- 自殺の事実を子どもや保護者、マスコミに伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めてください。特に、死亡の事実を文書で保護者にお知らせする場合には、あらかじめ遺族に文案を見せて了解をとるようにしてください。
- 遺族が事故死として扱うと言われればそれを尊重しますが、学校が“嘘をつく”と子どもや保護者の信頼を失いかねませんから、「家族からは〇〇と聞いています」という表現に留めるなど工夫してください。子どもが自殺であることを知ってしまった場合は対応が難しくなります。引き続き遺族と話し合いを続けてください。
- 亡くなった子どものきょうだいへのサポートは学校の大切な役割です。きょうだい他校にいれば他校との連携が必要になります。息の長いサポートをしてください。

通夜、葬儀について

- 遺族の意向を確認し、その上で、学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定めます。ただし、葬儀への子どもの参列についても、遺族は遠慮することがあります。要望が変わった場合でも柔軟に対応できるようにしておいてください。
- 学校の方針に基づいて、通夜や葬儀について保護者や子どもに知らせます。ただし、通夜は通常夜間に行われるため、保護者の判断で参列してもらうことになります。

葬儀後のかかわり

- 葬儀が終わってからも遺族へのかかわりを続けてください。亡くなった子どものことを話題にしてはいけないと思うかもしれませんが、その子どものことを誰も話さなくなることのほうが遺族にとってつらいことではないでしょうか。
- 遺族はショックで茫然としていたり、自責感や怒りなど日々変化する感情によって大きく揺れたりします。しっかりと受けとめてください。専門的なケアの希望が出た場合には、スクールカウンセラーなどと相談の上で、専門機関等を紹介または情報提供してください。
- 学校にある遺品については遺族と話し合ってください。もちろん、返却しますが、子どもたちも話し合った上で、記念になる物をいくつか教室におかせて欲しいと申し出てみるのも1つの方法です。クラスでの子どもへのかかわりは6で解説します。
- 同級生が亡くなった子どものことを大切にしてくれることは、遺族にとって意味のあることではないでしょうか。たとえば、卒業アルバムのことで子ども達から前向きな提案があれば遺族に伝えてみてはどうでしょうか。

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」から引用

《遺族等への関わり（ヒアリングより）》

校長が、「学校は、預かったお子さんは絶対に、預かった時のままで返さなければならぬ」という強い信念を持っていたため、事故が起きたときも、「何も隠さない」「とにかく誠実に対応するしかない」という、毅然とした保護者対応を、事故当初から行った。
(学校)

事故が起こった場合、その事故をなかったことにできれば一番よいが、それができない以上、「何が起こったのか」という経緯を保護者に正確に伝えるということが、せめて学校にできることだという信念の基、決して学校側の都合で事実をねじ曲げたりせず、正直にありのままを伝えた。
(学校)

当該生徒が亡くなった後も、「卒業まで学校に通ってもらう」「全て他の生徒と同じように扱う」という校長の方針が、学校内に徹底されていたため、遺族がいつ学校に電話をしてどの先生が電話に出られても、すぐに誰だか分かってもらえた。また、進級しクラス替えをしても、当時の担任の先生のクラスの生徒として、クラス名簿にも名前を入れてもらっていた。
(被害生徒の保護者)

被害者遺族との関わりでは、事故後の丁寧な対応も大事だが、普段（事故以前）から信頼関係を築けていたことも重要であった。事故後は、何度も御自宅に足を運んで御遺族とコミュニケーションを取ることを心がけ、誰かが必ず訪問して、御遺族の様子を共有する等チームで対応した。
(学校・学校の設置者)

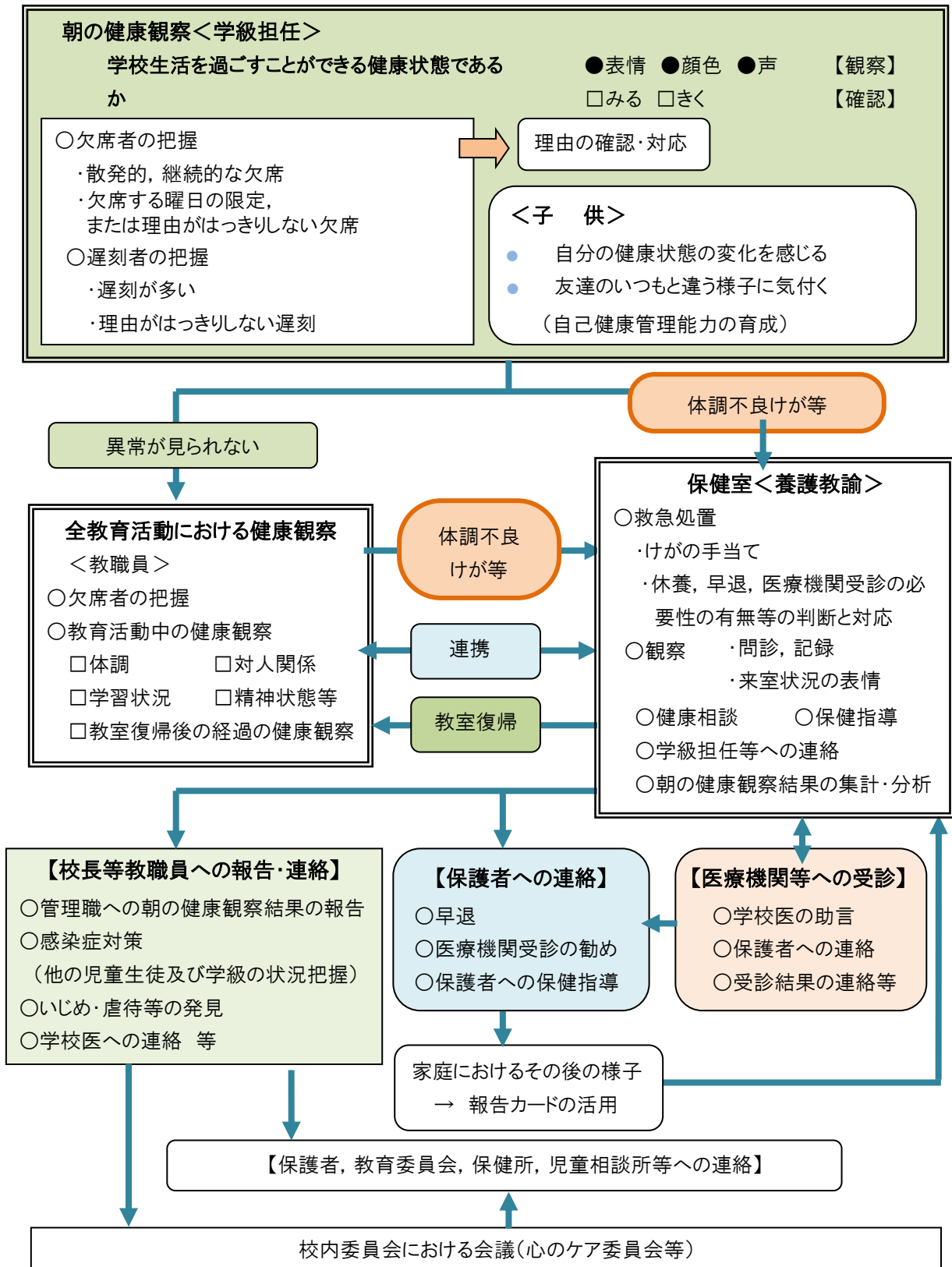
部活動中の事故であったため、部活動の緊急保護者会を開催して監督から状況報告を行った後、部活動の保護者会と連携し、保護者会の役員を通じて御遺族とのやりとりやサポートなども行われた。また、部活動のOBや指導者等がお参りに伺う等、御遺族への支援、交流が続いている。
(学校・学校の設置者)

部活動中の事故で重度障害を負い、長期入院となったが、回復し復学となった際には、部活動の顧問であった先生が担任を引き受ける等、学校側が復学にあたっての良い環境・体制をしっかりと構築してくれたため、当該生徒も学校に居場所を感じて、その後の学校生活を送ることができた。
(被害生徒の保護者)

※（ ）はヒアリング対象者

【参考資料7】子供の心のケアのための健康観察（p41 参照）

《健康観察のフローチャート》 ※危機発生時の健康観察様式（例）は参考様式6参照



「学校における子供の心のケア—サインを見逃さないために—」により引用